

平成26年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団事業計画

1. 基本方針

平成20年12月に公益法人制度改革関連三法が施行されたことに伴い、当財団も、平成24年4月1日に「公益財団法人佐野市民文化振興事業団」として設立登記を完了した。新公益法人制度の下では、評議員及び役員の人材に対する責務がこれまで以上に明確になることから、各々が役割を果たし、健全な法人運営に寄与することが求められる。

平成26年度は、公益法人として3年目を迎えるが、当事業団定款の趣意に沿って「すべての市民が優れた文化環境のもとで、うるおいと活力のある生活を営める地域社会の実現」を基本理念に、本市の芸術・文化の振興を図るための公益事業の一層の充実に努めていく。

2. 公益目的事業

(1) 芸術・文化に触れる機会を提供することを目的とした体験、講座、企画展共催事業

①演劇鑑賞教室事業

伝統芸能や文楽などの日本の伝統文化の鑑賞に気軽に参加し、生で本物の舞台芸術に触れる機会を提供する事業として次の事業を実施する。

内 容	7月歌舞伎鑑賞教室
演 目	解説「歌舞伎のみかた」、名作の上演
場 所	国立劇場大劇場

②企画展共同開催事業

吉澤記念美術館・郷土博物館と連携し、市民の方々が気軽に企画展を鑑賞してもらえるように、美術鑑賞ツアーを開催する。

③芸術文化に関する人材育成事業

芸術・文化の振興や創造活動を通じて優れた文化的環境を促進するためには、芸術・文化に対して専門的な知識を持つ人材が必要であり、そのような人材を育成するために次の事業を実施する。

(ア) 舞台裏方講座

舞台装置、音響、照明の基礎を学びながら、普段は見ることのできない施設自体が持つ魅力に触れ、舞台に関心を持ってもらう。

(イ) アートマネジメント講座

文化ホールやギャラリー等の施設を使用し、市民が主体となって「文化サロン（仮称）」事業をプロデュースする。

(ウ) 子ども演劇サマースクール

演劇という創作活動を通じて、子どもたちが自発的に学ぶ機会を

提供するワークショップである。プロの俳優の指導のもと、実際に演じ、発表するという経験により、舞台芸術をより身近なものに感じてもらうほか、子どもたちのコミュニケーションスキルの向上にもつながる。

(2) 市民の芸術・文化活動や伝統文化の保存・育成を担う団体に対する助成・支援事業

個人の楽しみから発した芸術・文化活動や地域の人々に根ざした伝統文化の保存・育成を支援することで、芸術・文化の質を高め、裾野をより拡大し、芸術・文化のもたらす力を市民の文化生活の充実に活かすことで、潤いと活力のある地域社会の創造に寄与する。

①芸術・文化団体による主催事業への支援

②伝統芸能保存活動への支援

※芸術・文化活動助成金（1団体あたりの上限額：150千円）

(3) 芸術文化に関する情報収集・提供事業

①事業団報「かがやき」の全戸配布

年1回（9月）発行。各世帯に配布、各施設に設置する。

②「文化・芸術アンケート」の実施

4月実施予定。集計結果については、団報「かがやき」に掲載

佐野市が目指すべき文化・芸術等の方向性を明らかにし、豊かな心を育む文化の継承・発展を図るため、市民の文化・芸術等に対する意識や現状などを把握し、今後の事業の参考とすべく実施するものである。

③広報誌・インターネットの活用

事業のPRのために、市の広報誌や、新聞、ケーブルテレビ等を活用し、積極的に市民への情報提供を行うほか、ホームページの充実を図り、事業・イベント情報を随時発信する。

平成26年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団行事予定表

実施月	事業名および内容	会場等
4	平成25年度事業・決算監査	田沼中央公民館
4	文化・芸術アンケート実施	各世帯
5	通常理事会・定時評議員会	文化会館
6	平成25年度決算報告	市議会
7	歌舞伎鑑賞教室	国立劇場
7	子ども演劇サマースクール	あくとプラザ
9	事業団報「かがやき」発行	各世帯 各施設
11	企画展共同開催事業（美術鑑賞ツアー）	郷土博物館 吉澤記念美術館 東石美術館 安藤勇寿「少年の日」美術館
11	臨時理事会・臨時評議員会	文化会館
1	舞台裏方講座	あくとプラザ
1	アートマネジメント講座「文化サロン（仮称）」	文化会館
1	事業選考委員会	文化会館
2	通常理事会・臨時評議員会	文化会館